

# 人間ドック受診者補助金について

佐久市では、生活習慣病の早期発見早期治療と健康の保持増進を図るため、佐久市国民健康保険または後期高齢者医療保険被保険者の人間ドック受診費用の一部に対して補助金を交付しています。

※下記の各事項をご確認のうえ申請してください。



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象者</p>	<p>《交付の要件》  <b>佐久市国民健康保険または後期高齢者医療保険被保険者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していない者</li> <li>・市が実施する個別健診等を受診していない者</li> <li>・国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者で、保健指導のために利用することを目的として、人間ドックに係る問診及び受診の結果を市に提供することに同意している者</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補助金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日帰りドック           15,000円</li> <li>・1泊2日ドック       25,000円</li> </ul> <p>※補助の回数は、一人の被保険者に対して、一年度につき一回です。          ※受診費用がこれらの額に満たない場合は、受診費用に相当する額が補助金の額となります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補助金交付申請</p>	<p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市人間ドック受診者補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）              （人間ドック実施医療機関からの受診証明済のもの）</li> <li>・領収書</li> <li>・印鑑（認め印可）</li> <li>・人間ドック問診票及び受診結果の写し              （浅間総合病院、佐久総合病院で受診された方は、不要です）</li> </ul> <p>※一部医療機関には申請書の用意があります。事前に受診する医療機関にご確認ください。申請書が必要な場合は、市役所国保医療課または各支所市民係にお越しいただくか、ホームページよりダウンロードしてください。</p> <p><b>提出先</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所国保医療課または各支所市民係</li> </ul> <p>※申請できる期間は、人間ドックを受診した月を含めて1年間です。</p>

<b>【お問い合わせ先】</b>	佐久市役所	国保医療課（国民健康保険）	電話 0267-62-3164（直通）
		（後期高齢者医療保険）	電話 0267-62-2915（直通）
	臼田支所	市民係	電話 0267-82-3111（代表）
	浅科支所	市民係	電話 0267-58-2001（代表）
	望月支所	市民係	電話 0267-53-3111（代表）